



蒲刈共同事務センターだより  
平成29年2月

立春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。全国的に、インフルエンザ等が流行っており、体調管理には十分に気をつけていきましょう！

今回は、平成29年1月1日に新設された介護時間制度について基本的なことをお知らせします。

## 1 介護時間とは

近年の社会状況により、職員が働きながら日常的な介護ができるよう、1日2時間の範囲内で勤務しないことが認められる無給の休暇制度

## 2 介護時間の対象として認められる介護を必要としている者の範囲

- (1) 配偶者（事実婚も含む）
- (2) 1親等の親族又は2親等の親族
- (3) 配偶者の父母の配偶者で職員と同居（介護者宅に泊まり込む場合等を含む）しているもの。

## 3 介護時間における介護を必要としている者の様態の条件

- (1) 重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があること。  
（短期間で治る風邪等は対象外）
- (2) 職員のほかに適当な介護をする者がいないこと。



## 4 介護時間の期間

- (1) 介護を必要としている者一人一症例につき、取得を開始した日から最大3年の期間
- (2) 30分単位
- (3) 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通して最大2時間

## 5 介護時間の取得手続き方法

- (1) 承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、休暇簿（介護時間用）により所属長へ請求する。
- (2) 請求時に所属長から求められた場合には、その事由を確認することのできる証明書類を提出しなければならない。

### 介護時間取得についてのQ&A

Q1 介護時間に係わって給与の取扱いはどうなりますか？

A1 勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額が減額されます。また期末手当については減額されませんが、勤勉手当については、基準日以前6ヶ月以内の期間において取得した期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を期間率の計算から除算され減額されます。

Q2 介護を必要としている者が複数いる場合は、1日の取得時間はどうなりますか？

A2 複数人いても、1日の介護時間の合計は最大2時間以内です。

Q3 介護時間の前後に引き続いて年次有給休暇を取得する場合はどうなりますか？

A3 介護時間の承認が取り消され、その時間が年次有給休暇になります。その場合、休暇簿（介護休暇用）に取消内容を記載し、所属長の承認印を受けます。

Q4 介護時間の取得方法について、特に気を付けておくべき点がありますか？

A4 取得開始日からの3年の期間内であれば、毎日の取得や特定の曜日等の取得はできますが、取得期間を分割することはできません。

特別休暇15号(家族看護休暇)や16号(短期介護休暇)とは取り扱いが違う点が多くありますので、ご注意ください。

